

副 本

平成25年(ワ)第1992号、平成26年(ワ)第422号、

直送済

平成27年(ワ)第517号

福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

意見陳述書 (被告東京電力の主張の要旨)

平成28年4月13日

神戸地方裁判所 第2民事部 合議C係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真哉



同 長 木 裕史



同 市 橋 卓



被告東京電力ホールディングス株式会社（旧商号：東京電力株式会社、以下「被告東京電力」という。）は、本件訴訟におけるこれまでの主張の要旨を、以下のとおり、申し述べる。

第1 はじめに ~本件訴訟における原告らの損害賠償請求について~

本件訴訟の原告らの人数は、合計で92名に上る。

訴状添付の別表によれば、本件訴訟の原告らの本件事故当時の住居地は、

①「避難指示等対象区域」（具体的には、居住制限区域に1世帯1名、旧緊急時避難準備区域に5世帯13名）

②「自主的避難等対象区域」（25世帯73名）及び

③それ以外の「区域外」（3世帯5名）

に及んでいる。

本件訴訟において、原告らは、原賠法ないしは民法に基づき、明示的一部請求として原則として慰謝料1500万円及び弁護士費用150万円合計1650万円の賠償を求めており（避難に伴う諸費用は慰謝料に含まれるが、他方で、不動産損害及び将来の健康被害に基づく損害を除く。）。

原子力損害に係る賠償請求に関しては、専ら無過失責任を定める原賠法が適用され、民法上の不法行為に基づく請求は排除されるから、被告東京電力との関係では、過失の有無は審理の対象とはならない。

したがって、本件事故との相当因果関係の有無及び損害額のみが争点となるが、それぞれの原告について、政府等による避難指示等の有無やその内容、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見、本件原発との距離、放射線量の状況等の客観的な事情を勘案する必要がある。

そして、かかる事情を踏まえて定められた中間指針等に基づく精神的損害の賠償の考え方及びこれに基づきさらに上乗せをして被告東京電力が策定した賠償基準には十分な合理性・相当性があるから、かかる基準に従った賠償額を上回る請求は認容されるべきではない。

第2 原子力損害に係る賠償請求に関しては、専ら原賠法が適用され、民法709条は適用されないこと

まず、原告らが本件訴訟で求めている精神的損害に係る損害賠償請求は、本件原発の原子炉の運転等により生じた原子力損害（原賠法2条2項）の賠償請求に当たるところ、このような「原子力損害」の賠償請求に関しては、専ら原賠法3条1項が適用され、民法709条の適用はないと解するのが相当である。

原賠法は、原子力損害について原子力事業者の無過失責任を定める（同3条）とともに、原子力事業者以外の者が責任を負わないことを明記し（同4条1項、責任集中）、原子力事業者が第三者に対して求償することができる場合を第三者に故意がある場合に限定し（求償制限）、他方で、原子力事業者に対して予め損害賠償措置（原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約）を講すべき義務を課し（同6条、7条）、損害賠償措置額を超える賠償履行に対する政府による援助という制度を設けている（同16条）。

仮に、被害者が民法709条に基づく損害賠償を重疊的に請求することができると解するとすれば、責任集中、求償権の行使制限、政府による援助等の原賠法の規定の趣旨が没却されることになり、相当でない。

また、原子力事業者は無過失責任を負う以上、民法709条の適用を認めないと被害者保護に欠けるとの関係はない。

したがって、原子力損害の賠償に関しては、専ら原賠法が適用され、民法上の不法行為に基づく請求は排除されると解するのが相当であり、過去の裁判例（東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁等）も、同趣旨である。

（以上につき、答弁書の56～57頁、被告東京電力共通準備書面（3））

第3 原賠法に基づく損害賠償請求について

1 被告東京電力の中間指針等に基づく賠償対応

本件事故による原賠法に基づく損害賠償請求については、本件事故後に原賠法18条1項に基づき設置された審査会が、原子力損害の範囲の判定等に関する

る指針を定めており、中間指針等において、政府等による避難指示等によって避難等を余儀なくされた避難等対象者及び一定の範囲の自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償の考え方が指針として定められている。

そして、被告東京電力は、公表された中間指針等に基づいて原子力損害の賠償基準を策定し、賠償を実施している。

2 審査会の設置及び審査会による指針の策定

本件事故の発生後、原賠法に基づき、本件事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針を策定するために、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員によって構成される審査会が設置され、公開の議事の下で累次にわたる審議を経て、平成23年8月5日にはいわゆる中間指針が定められ、その後も追補の形で順次賠償の指針が定められた。

これらの中間指針等の内容は、政府等による避難指示等の有無やそれに基づく被害の実情を踏まえ、過去の裁判例等も参考にしつつ、被害者保護の観点に十分配慮した賠償基準を定めるものとなっている。このように、中間指針等は、法令に根拠を有し、裁判上の規範も念頭に置いて策定されたものであり、裁判上の解決をも視野に入れて早期に十分な賠償が実現できるように配慮されたものである。

審査会は、公開の場で審理が行われ、その内容については損害賠償の一般法理という法律的見地から適切に導かれるものでなければならないとの立場に立って、中間指針等を策定しているものである。

(以上につき、被告東京電力共通準備書面(2))

3 政府による避難指示等の概要

中間指針等は、①政府による避難指示等の対象区域に生活の本拠があった避難等対象者と、②その周辺の一定の地域に生活の本拠があった自主的避難等対

象者に分けて賠償基準を定めている。

政府による避難指示は年間20ミリシーベルト（およそ毎時3.8マイクロシーベルトに相当）を基準とし、平成23年12月の避難区域の見直しにおいても、この年間20ミリシーベルトを基準に、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に区分されている¹。

4 避難等対象者の精神的損害についての賠償指針の相当性・合理性

中間指針等によれば、避難等対象者の精神的損害は、避難生活に伴う慰謝料ならびに長年住み慣れた住民及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害（いわゆるふるさと喪失慰謝料）を賠償することとされている。

被告東京電力は、中間指針等を踏まえて、避難生活に伴う慰謝料については、生活費の増加費用と合算して1人当たり月額10万円を賠償するとしている（ただし、避難所等での避難を強いられた月については1人当たり月額12万円、また、被告東京電力は要介護者、介護者については一定程度慰謝料を増額している。）。

また、ふるさと喪失慰謝料については、上記避難生活に伴う慰謝料に加えて、本件事故発生時点において帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住居があり、避難などを余儀なくされた方で、避難指示区域見直し時点又は平成24年6月1日のうちいずれか早い時点において避難等対象者である方について、避難が長期化する場合の慰謝料として、

¹ 避難指示解除準備区域とは、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。居住制限区域とは、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。帰還困難区域とは、本件事故から5年を経過しても、なお年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域。

一人当たり 700 万円を賠償することとしている。

審査会が過去の裁判例も踏まえて上記慰謝料額を設定していることや、避難者が当該慰謝料のほかに後述するような避難費用、財物賠償、その他各種賠償も受けていることにも鑑みれば、上記慰謝料額は十分合理性を有する。

(以上につき、被告東京電力共通準備書面（1）及び（2）)

5 自主的避難等対象者の精神的損害についての賠償指針の相当性・合理性

中間指針追補は、自主的避難等対象者について一定の賠償基準を定めているが、避難指示等の場合と同じ扱いとすることは必ずしも公平かつ合理的ではないとし、滞在者・避難者を問わず、本件事故発生当初の時期を対象期間とし、生活費の増加費用等を含む精神的損害等に対する賠償として1人当たり8万円を賠償するとしている。

ただし、妊婦及び子供については、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについて一定の合理性が認められることから、賠償対象期間は本件事故発生から平成23年12月31日までとされ、その賠償額も1人当たり40万円とされている。被告東京電力は、実際に自主的避難を行った妊婦及び子供については、この40万円にさらに20万円を上乗せして1人当たり60万円の賠償を行っている。

また、中間指針第二次追補は、子供及び妊婦については、平成24年1月1日以降についても放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して一定条件の元で賠償を行うこととし、被告東京電力は、かかる中間指針第二次追補を受けて、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に、18歳以下であった期間がある方や妊娠されていた期間がある方に、1人当たり8万円の精神的損害等の賠償を行っている。

避難等対象者の慰謝料に関して述べた事項に加えて、後述する低線量被ばくのリスクが十分低いことに鑑みれば、中間指針等を踏まえ策定された被告東京

電力の賠償基準は十分合理的である。

(以上につき、被告東京電力共通準備書面（1）, （2）及び（3）)

6 福島県県南地域及び宮城県丸森町における自主的避難者

被告東京電力は、中間指針等の定めはないものの、福島県県南地域及び宮城県丸森町の一定の地域における18歳以下であった方および妊娠されていた方について、独自に1人当たり20万円の賠償を行っている。

また、平成24年1月1日から同年8月31日までの期間について、18歳以下であった方および妊娠されていた方に対しては、精神的損害等及び追加的費用等に対する賠償として1人当たり各4万円、これ以外の者に対して、追加的費用等として1人当たり4万円の賠償を行っている。

(以上につき、被告東京電力共通準備書面（1）, （2）及び（3）)

7 まとめ

本件事故による原告らの精神的損害の賠償に関しては、いかなる範囲の原告に「本件事故と相当因果関係を有する損害」が生じていると評価されるのか、という点が問題であり、この点について、中間指針等は、損害賠償の範囲に関する指針を示している。

また、相当因果関係を有する損害が発生している場合に、その賠償対象としての時間的範囲及びその損害額も問題となるが、この点についても、中間指針等はその考え方を明らかにしている。

したがって、本件訴訟における原告らの請求について、前述のとおり、中間指針等に基づく精神的損害の賠償額及びその損害賠償の範囲は被害者保護の視点を十分に考慮した、十分な合理性・相当性を有するものとなっており、裁判上も十分に尊重されるべき内容のものとなっていることから、かかる賠償額を超える原告らの請求には理由がないというべきである。

第4 放射線の健康影響に関する科学的知見について

1 年間100ミリシーベルト以下の被ばくについて危険があるとの科学的証明がないこと

原告らは、本件訴訟における精神的損害の賠償に関連する事情として、放射線の健康影響に関する科学的知見についての主張をしている。

この点については、まず、国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。

また、低線量の環境で長期間にわたって被ばくした場合には、短時間で被ばくした場合より健康影響は小さいと推定されている（乙E共23・低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書の4頁）。

2 LNTモデルについて

100ミリシーベルト以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという仮説（LNTモデル）に従ってリスクを比較したとしても、「年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低い」とされ、喫煙（1000～2000ミリシーベルトの被ばくと同等）、肥満（200～500ミリシーベルトの被ばくと同等）、野菜不足や受動喫煙（100～200ミリシーベルトの被ばくと同等）よりも低いレベルとされている（乙E共23の9～10頁）。

なお、ICRPもLNTモデルの根拠となる仮説を明確に実証する生物学的・疫学的知見がすぐに得られそうにないことを強調しており、上記リスク比較は、年間20ミリシーベルトの被ばくでの発がんリスクが科学的に証明され

たことを意味しない。

I C R Pは、本件事故前後を問わず、緊急時における公衆防護のため最も高い計画的な被ばく線量について、年間20～100ミリシーベルトの範囲で設定することを勧告しており、年間20ミリシーベルトはその勧告値の下限となっている。

そして、本件事故発生直後より、福島県内の住民が放射線の健康影響に関する科学的知見を知ることができる多数の報道や情報提供等がなされている。

3 相当因果関係の範囲

したがって、本件事故による精神的損害の基礎にあると原告らが主張する、避難指示等対象区域外の滞在者における低線量被ばくに対する不安については、国際的に専門機関によって危険性があることが科学的に確認されておらず、本件事故後にも一般に情報提供がなされている科学的知見を基礎として検討される必要がある。

この点については、中間指針追補が、自主的避難等対象区域に住居を有していた者について、本件事故発生直後の時期に、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛についての賠償額（具体的には第3の5参照）を指針として定めており、被告東京電力は、独自に、県南地域等に住居を有していた方に対して、慰謝料なしし追加的費用を賠償している（具体的には第3の6参照）。

これらの地域の空間線量は何れも年間20ミリシーベルト以下であり、健康影響の危険性があることが科学的に確認されていないが、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の制限等による精神的苦痛を第3の5及び6の範囲において、賠償の対象としたものである。

裁判例においても、被告東京電力の賠償額を超えた損害は認められないもの

としたものが複数存在し、被告東京電力の相当因果関係に関する判断は相当性・合理性を有するものといえる。

(以上につき、被告東京電力共通準備書面（5）)

第5 過失論について

1 過失論の本件訴訟における位置づけ

前述のとおり、本件訴訟における原告らの損害賠償請求については専ら原賠法が適用されることから、被告東京電力との関係においては、民法709条に基づく請求における過失の有無は問題とならないが、原告らは精神的損害の増額事由として被告東京電力の過失が問題となり得るとも主張しているため、被告東京電力としては、過失に係る主張を念のために明らかにしている。

2 津波の予見可能性に関する被告東京電力の基本的主張

(1) 予見対象について

本件訴訟における予見可能性の対象は、原告らが「本件事故による損害」を主張している以上、あくまでも、原告らが損害の発生原因であると主張する「実際に生じた本件事故の事実経過の基本的部分」を予見できたかどうかという点について判断されるべきである。

これに対して、原告らは、本件事故の実際の経過から離れて、本件事故をもたらした本件津波（最大で約O. P. +15.5メートルの浸水高）あるいはそれと同程度の津波の発生の予見ではなく、「福島第一原発1号機ないし4号機の敷地高であるO. P. +10メートルを超える高さの津波が発生する事」が予見できれば、本件事故発生の予見可能性は基礎付けられると主張している。

しかしながら、そもそも仮定的な事象を考慮すべきではない。また、原告らは本件原発の敷地面をどの程度超える津波であれば非常用電源設備等の安

全設備を浸水させる規模の津波となるのか、また、非常用電源設備等の安全設備に浸水が生じた場合には、その程度を問わず、本件事故の原因となった全電源喪失に至るのかという点について何ら具体的に主張・立証をしていない。

予見の対象が結果発生の現実的危険がある事象であることは争いがないが、O. P. + 10メートルを僅かに超える程度の津波（敷地高がO. P. + 10メートルである以上、浸水深は数センチメートルとなる。）では全交流電源喪失に至ることはないことは明らかであるし、O. P. + 10メートルの津波を予見対象とした場合の結果回避措置は浸水深数メートルに対応したものに過ぎないから、実際の本件津波による全交流電源喪失を防ぐことができない。

したがって、予見可能性の対象としては、浸水範囲や浸水時間等を含めて本件津波（最大で約O. P. + 15. 5メートルの浸水高）と実質的に同規模の津波を考えることが相当である。

（2）予見可能性を基礎付ける合理的知見・総論

本件事故以前の最新の知見をもってしても、本件津波と実質的に同規模の津波の発生を科学的・合理的に予見することはできない。

このことは、本件事故に至るまで日本海溝沿いの全領域において少なくともマグニチュード9クラスの地震が発生するとは考えられていなかったこと（甲A2の2・政府事故調最終報告書の303頁）、原告らが重要視する「長期評価」を発表した地震本部や中央防災会議のような政府の専門機関においてすら、「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模」、「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった」と本件地震の発生を一様に想定外であったと評価していること（乙D2・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価、乙D3・東北地方太平洋沖地震－東日本大震

災一の特徴と課題の12頁、乙D4・東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告の3頁等）からも明らかである。

被告東京電力は、本件事故以前において、わが国で定着し、国際的にも評価をされていた土木学会の「津波評価技術」に基づいて津波想定を行い、本件原発の設計を行っていた。また、貞觀津波に関する佐竹健治氏の論文などその後の科学的知見についても評価・検討し、必要な見直しを行うとともに検討を行っていたが、わが国未曾有の天災地変であった本件地震（広範囲を震源域とし、かつ、複数の震源域が広範囲にわたって連動して発生した巨大地震）については、地震に関する専門機関においても想定外のものであり、かかる地震に起因する大規模津波の発生を見ることはできなかったものである。

（3）長期評価及び津波評価技術について

原告らは、極めて多岐にわたる知見を主張するが、津波評価技術公表以前の計算方法は精度が低く、津波評価技術公表後は津波評価技術が最新かつ最良の津波想定の計算方法である。

また原告らは、長期評価が公表された時点でこれに津波評価技術を組み合わせればO.P.+10メートル以上の津波が予見できた旨主張する。

しかし、長期評価は三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りのどこかでマグニチュード8クラスの地震が発生する可能性があるとしたものであり、津波の具体的な発生可能性については検討していない。津波評価技術は、①過去の既往地震に基づき波源モデルを設定する、②当該波源モデルについて詳細パラメータスタディを実施して評価地点に最も影響を及ぼし得る設計想定津波を導く、③当該設計想定津波との関係で対象原発がどの程度安全性を有しているかを評価するというもので、また一般に地震とは過去に起きたものが

繰り返し発生し、過去に発生しなかった地震は将来も起こらないとする当時の一般的な考え方に基づいていた。

したがって、極めて広範囲のどこかで地震が発生する可能性を検討する長期評価と過去に津波を発生させた地盤の変動（波源モデル）を具体的に突き詰める津波評価技術は、全く考え方異なるものであり、長期評価に津波評価技術を組み合わせるなどという知見は存在しなかつたし、平成20年の被告東京電力の試算も、長期評価と津波評価技術を組み合わせたものではないし、組み合わせたものが合理的な知見であるとしたものでもない。

（4）被告東京電力に重過失はないこと

以上のとおり、本件津波と同規模の津波を予見できた知見は存在せず、そのような津波を予見することは不可能であった。

また、本件事故発生以前において、地震・津波の専門家によっても想定されていなかった本件地震・本件津波に起因して本件事故が招来されたことに鑑みれば、そのような事情が、原告らが本件訴訟で請求している精神的損害の賠償額を算定する上での損害額増額事由に当たるなどと解する余地はない。

したがって、本件事故における過失に関する原告らの主張にも理由はない。

3 SA対策に関する被告東京電力の基本的主張

原告らは、設計基準事象を超える外的事象によりSBOに至りうることも予見可能性の対象として主張する。

しかしながら、過失の有無の前提となる予見可能性は現実に生じた本件事故の経過に則して、その事実経過の基本的部分を予見することができたかどうかという観点から判断されるべきであり、このような「具体的危険」の認識可能性の有無を検討することなく抽象的に予見可能性を論ずることは相当ではない。

また、本件津波によって本件事故が発生したことは争いがないが、実際には発生していない外的事象によりSBOに至りうることを不法行為責任としての予見の対象とすることは無意味である。

なお、被告東京電力は、本件事故発生以前において、シビアアクシデント対策に対する認識の進展等を踏まえて、多重故障が発生した場合であっても「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能が喪失しないよう多重性、多様性の厚みを増す具体的なアクシデントマネジメント策を整備していた。

(以上につき、被告東京電力共通準備書面(4)及び(6))

第6 今後の進行等について

本件訴訟における、これまでの主たる論点に関する被告東京電力の主張の概要是、概ね以下のとおりである。

そして、本件訴訟の審理の進行について、被告東京電力としては、まず、避難指示区域内外の市町村の状況等について明らかにすることを予定している。本件事故と相当因果関係のある精神的損害の判断は、本件事故時に原告らが居住していた各市町村について、避難指示等の内容のほか、空間放射線量、健康調査の結果、除染の進捗、避難や復興の状況等を勘案の上で本件事故と相当因果関係のある精神的損害についての判断がなされるべきであるからである。

また、本件訴訟では、いまだ原告らの請求の枠組みが明らかではなく、現時点においても過失論及び損害論について必ずしも十分な争点の整理が行われるには至っていないものと認識している。被告東京電力としては、被告東京電力の基本的な考えについては、主張・立証しているものの、上記のとおり、原告らの主張が十分に整理されていない段階であるので、原告らの主張が整理された後、具体的に反論、反証を行うことを予定している。したがって、争点については、今後も引き続き十分な主張・立証のための時間をいただきたいと考えている。

特に損害論については、被告東京電力は、中間指針等に基づいて、裁判外において、広く、精神的損害に加えて、本件事故によって支出を余儀なくされた避難費用、一時立入費用、帰宅費用、検査費用や避難生活に伴う生命・身体的損害、営業休止を余儀なくされたことによる営業損害、就労不能等に伴う損害、さらに風評被害等、管理・使用不能による財物価値の喪失又は減少等の数多くの損害項目について、賠償対応を行っていることから、実施済みの賠償の全体像を示したうえで、弁済の抗弁を主張する予定である。

そして、今後も、裁判外での請求があった場合には、追加的に賠償金を支払うことが考えられるので、最終的には、本件訴訟の判決の対象となる原告について、口頭弁論終結時点において弁済済みの慰謝料の賠償額を、予め時間的余裕をもって整理の上、主張することを予定している。

以上